

善管注意義務違反を認め、賠償金は500万円超

隠ぺい仮装で重加算税、 税理士に損害賠償責任

重加算税等の賦課決定処分が行われたのは、税務申告を委任した税理士が消費税の申告及び記帳代行の事務を履行せず、所得税の申告につきその善管注意義務に違反したものであるとした税理士損害賠償請求事件で、東京地方裁判所（武見敬太郎裁判官）は令和5年11月30日、税理士に対しておよそ500万円超の損害賠償責任を負うとの判決を下した（令和元年（ワ）第34567号）。裁判所は、税理士が税務に関する専門家として高度の注意をもって各通帳の写し等を確認すれば資金移動の状況を把握し、重加算税を賦課される可能性が高い取引であることを認識することができたとし、委任契約上の善管注意義務に違反したと判断した。



原告の弟のコンサル会社社長が外注費の一部を原告名義の預金口座に送金

本件は、眼科クリニックを営む原告（医師）が、税理士である被告に対し、所得税・消費税の申告及び記帳代行の各事務を委任したところ、被告が消費税の申告及び記帳代行の事務を履行せず、所得税の申告につきその善管注意義務に違反し、このために税務署長から重加算税等の賦課決定を受けたと主張して（表1参照）、債務不履行に基づく損害賠償としておよそ500万円超を求める事案である。

各賦課決定において、重加算税が賦課された理由については、①原告がW社（原告の弟が代表取締役を務める経営コンサルティング会社。なお、弟は原告クリニックの事務長も務める）に対してコンサルティング契約の報酬として支払った外注費として必要経費に算入された送金のうち、その一部が原告名義の預金口座に送金等されていること、②原告の弟が原告名義の各口座の出入金及び原告の事業の経理業務全般を行っていたことから、

実際には報酬が支払われておらず、原告からW社への外注費名目での支払いや同社が原告に対して報酬に関する請求書を発行したことなどの行為が、原告が真実と異なる見せかけの外注費の支出状態を作出したものと認められ、これが隠ぺい又は仮装に当たると判断されたものとされている。

また、過少申告加算税が賦課された理由については、隠ぺい又は仮装事由に基づく部分を除き、修正申告前までは、修正申告後に比べて、平成28年分は2,345万7,547円、平成29年分は1,870万6,037円の総所得額がそれぞれ過少に申告されており、これに対応して納付すべき税額が修正申告後に増額され、これが更正を予知せずに修正されたものではなく、正当な理由も認められないと判断されたことによるものとされている。

なお、本事案に関する認定事実は表2のとおりである。